

2018年4月12日

島根県知事 溝口 善兵衛 様

日本共産党島根県議団
団長 尾村 利成
幹事長 大国 陽介

被災者の生活再建を支援する緊急申し入れ

4月9日、午前1時32分に島根県西部を震源とする地震が発生しました。被災されたみなさまに心からのお見舞いを申し上げるとともに、行政機関や住民団体のみなさまが昼夜を分かたず被災者支援にご尽力されていることに対し、心からの敬意を表します。

県内では、震度5強を観測した大田市では、ひび割れや壁崩壊が607件、川本町で1件、美郷町で12件確認されているなど、甚大な被害が発生しています。

日本共産党島根県委員会は、地震発生直後から現地の党組織、党県議団が現地に入り、被害の実態把握に努めるとともに、被災者や自治体関係者から様々なご意見・ご要望を伺ってきました。

大田市鳥井町の男性は「屋根瓦が落ちました。今後のことを考えると、途方にくれます。色々な支援があると助かります」と話されました。大田市三瓶町志学のご高齢のご夫婦からは「昨晩は集会所で過ごしました。余震や倒壊が不安で、今夜も集会所に避難します」と語られました。被災者は余震に怯え、建物の修復など、今後の生活再建に大きな不安をお持ちになっています。

いま求められるのは、すべての被災者の実情をつかみ、被災者を励まし、生活と生業の再建に希望を持てるようにすることです。

以上の点を踏まえ、下記事項を要望します。

記

1. 住宅再建に対する公的支援を実態に合わせて抜本的に強化すること。

- ①県の被災者生活再建支援制度の支援対象を「一部損壊」に拡大すること。少なくとも修繕に要する費用が保障される支給額とすること。
- ②地場産業である石州瓦を活用した修繕が促進されるよう、県の「石州瓦産業経営基盤強化支援事業」に被災家屋を加えるなど制度の拡充を図ること(助成対象・助成額の拡充など)。
- ③国に対し、被災者生活再建支援法による支援対象の拡大、支援金支給額の引き上げを求めること。

2. 中小業者、観光、農業など事業者が再建できる積極的支援・施策を講じること。

- ①被災した事業者が事業再開への希望が持てる支援があつてこそ、生活と生業、被災地の産業と経済の復興の展望が開ける。被災した事業者の設備・機械、商店と商店街などの再建に必要な直接支援を行うこと。

3. 被害認定にあたっては、被災者救済の視点に立った弾力的な認定を行うよう、市町村に対する支援を行うこと。

4. 税や保険料の減免制度、各種融資制度など被災者が活用できる支援制度の周知・徹底を図ること。

5. 人的支援や物的支援など引き続き、被災自治体、被災者の要望に応えられるよう体制を構築すること。

以上